

奈良県広域水道企業団個人情報の保護に関する法律等施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団規則第3号

奈良県広域水道企業団個人情報の保護に関する法律等施行規則の一部を改正する規則

奈良県広域水道企業団個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和6年1月規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「□運転免許証 □健康保険被保険者証 □個人番号カード」を「□運転免許証 □個人番号カード」に改め、第4号様式中「第6条」を「第8条」に、「□運転免許証 □健康保険被保険者証 □個人番号カード」を「□運転免許証 □個人番号カード」に改め、第5号様式中「第7条」を「第9条」に改め、第6号様式中「第8条」を「第10条」に、「□運転免許証 □健康保険被保険者証 □個人番号カード」を「□運転免許証 □個人番号カード」に改め、第7号様式中「第9条」を「第11条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。